

作業報奨金の支給の在り方検討委員会
報告書

令和6年3月
法務省矯正局

作業報奨金の在り方検討委員会報告書

目 次

- 1 はじめに
- 2 拘禁刑施行後の作業報奨金の支給の在り方
 - (1) 総論
 - (2) 検討の方向性
 - ア 作業等工に対する基準額の上昇
 - イ 報奨金計算額の加算項目の追加
 - ウ 入浴終了後の時間の有効活用
- 3 参考
 - (1) 検討委員会開催実績
 - (2) 委員名簿

1 はじめに

令和4年6月に成立・公布された「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）により、施行後は刑罰としての懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることとなる。改正法の施行に当たっては、刑事施設において、所定の作業がなくなり、受刑者の特性に応じて作業と指導を組み合わせた矯正処遇を実施して改善更生を促し、出所後の再犯防止を図る必要があるところ、現状と比較し、指導に充てられる時間が増える一方、作業の時間の割合が減る場合があることを踏まえ、受刑者の出所後の当座の生活資金となる作業報奨金の支給水準について検討する必要がある。

このような検討の参考とするため、外部の専門家を招へいし、「作業報奨金の支給の在り方検討委員会」を立ち上げ、会議等を通して、拘禁刑下での作業報奨金の支給の在り方について議論・検討を重ねた。

本報告書は、検討委員会でなされた議論・検討の内容について、取りまとめを行ったものである。

当局としては、令和7年6月の改正法施行に向けて、本報告書を踏まえつつ、実務運用の在り方について更なる検討を進めていく。

2 拘禁刑施行後の作業報奨金の支給の在り方

(1) 総論

作業報奨金の釈放時支給額は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく1か月の生活扶助基準額等を目安としており、その性質を維持しつつ支給水準を検討するものである。

改正法施行後であっても、その矯正処遇の実施ごとに作業時間がどの程度減少するのかを議論することとなったが、その矯正処遇の内容について検討段階であり、具体的な議論にまで至らず、シミュレーションが厳しいとの結論であった。

このため、検討の方向性として、①作業に従事する時間が現行よりも短くなる受刑者であっても、作業報奨金支給額が出所後の当座の生活資金としての水準を維持することが必要であること、②拘禁刑下においても、作業報奨金の支給水準は維持することを前提に、以下の3つの柱をベースに支給水準を検討し、受刑者に作業報奨金支給制度の周知を図ることが重要であるとの結論に至った。

(2) 検討の方向性

ア 作業等工に対する基準額の上昇

改正法施行後は、矯正処遇の実施の在り方が変更となり、作業時間が減少するであろうとの推測がなされているところ、具体的にどの程度減少するのかといった上記(1)のシミュレーションは難しいものの、刑期が短い受刑者ほど作業に従事する時間が短くなり、出所後の当座の生活資金としての作業報奨金支給額が少なくなることを考慮し、作業等工の基準額変更について議論・検討がなされた。

意見の概要

- 作業の効果として、①規則正しい勤労生活を維持させ、規律ある生活態度を習得させる、②共同作業を通じて望ましい社

会共同生活への順応性を養う、③勤労意欲を養成する、④職業的な技能及び知識を付与する、⑤与えられた作業目標の達成を通じて忍耐力ないし集中力を養うという積極的な効果が期待できるところ、刑期が短い受刑者ほど作業報奨金が少ないという実情も考慮して、低等工基準額を上昇させた方がより効果が高まると思われる。

- 刑期が長くなるほど、作業報奨金の釈放時支給額が高くなる傾向にあるが、高等工基準額の上昇幅を抑えることで予算との均衡を図る必要がある。

イ 報奨金計算額の加算項目の追加

改正法施行後は、義務付けられた所定の作業ではなく、刑務作業が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に必要な場合に行わせるべきものと位置づけられたことを踏まえ、アセスメント結果を基に動機付けを十分に行い、就労意欲を喚起する上で、報奨金計算額の加算に係る仕組み等についての議論・検討がなされた。

意見の概要

- 報奨金計算額の加算項目として、現状は①作業の種類、②時間外作業等、③作業成績、④就業態度、⑤作業実施上の創意工夫があるが、職業訓練に関する加算項目がない。
- 職業訓練修了による加算項目を追加する。これにより、就労につながる職業訓練を受講しようとする就労意欲の喚起につながり、より充実した職業訓練が実現できると思われる。
- 作業安全も作業を実施する上で、重要な要素であると同時に、目標の一つであるところ、無事故を達成した期間に応じて報奨金計算額を加算すれば、より就労意欲の喚起が期待できる。

- 現状において、創意工夫の加算実績が低いことから、受刑者に対して、報奨金計算額の加算項目について定期的に周知し、加えて、創意工夫の提案による改善結果の共有等を行うことで、より刑務作業に対する動機付けの効果を高める必要がある。

ウ 入浴終了後の時間の有効活用

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第59条、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第25条第1項の規定により、被収容者の入浴は、1週間に2回以上行わせるとされているところ、現在の運用上、作業に従事している受刑者については、入浴終了後、大部分の施設において居室棟に還室させ、余暇時間に充てている状況にあることから、限られた時間を有効に活用する方策を考えていかなければならず、今後、更なる充実が求められる矯正処遇を実施する上で入浴終了後の時間の有効活用は、大きな課題の一つとなることから、議論・検討がなされた。

意見の概要

- 指導に充てられる時間の割合が増加することに伴い、作業時間の割合が減少する可能性があることを踏まえると、現状の作業報奨金支給額を維持するためには、作業時間の確保が基本となる。このため、一部施設では、作業時間を確保するため、入浴終了後も作業を実施している施設がある。
- 現状において、これまで日中の作業時間のうち、一部の時間を指導時間に充てるなどしており、その結果、作業工程上欠員が生じ、生産上支障があったが、入浴終了後の時間を指導の時間に充てることで、入浴前の作業時間をより作業に集中できる

時間として充てることができる。

- 入浴終了後の時間を、作業や指導の矯正処遇として有効活用することは、改正法施行後の矯正処遇の更なる充実化を図る上で、大きな意義がある。
- なお、作業時間の確保については、出所後における当座の生活資金を確保する上で重要であるところ、第二次再犯防止推進計画に記載されている施策のうち、「刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等」は特に重要であり、その中でも、①アセスメント結果を基に動機付けを行うこと、②個々の受刑者の特性に応じた刑務作業を適切に課すこと、③社会復帰後の自立や就労を見据えて、実社会で必要となる社会性や自発性を身に付けさせるコミュニケーション能力やマネジメント能力等を養成すること、④高齢の受刑者や心身に障害のある受刑者のうち、福祉的支援の対象とならない者に対しても、就労につながるよう、その心身の機能の維持・向上を図る刑務作業を実施することは、それぞれ有意義であり、様々な機能別の作業に従事する受刑者に対しても、作業報奨金を支給する必要性があることが改めて確認された。

3 参考

(1) 検討委員会開催実績

ア 第1回

日時：令和5年6月30日（金）午後3時から同5時まで

場所：法務省共用会議室

議題：①現状の作業報奨金制度

②作業報奨金の支給水準（拘禁刑導入後、受刑者によって作業に従事する時間が減少する者への対応）

③矯正処遇の時間の有効活用策

イ 第2回

日時：令和5年9月25日（月）

午後1時15分から同4時15分まで

場所：府中刑務所2階大会議室

議題：①拘禁刑下における作業の種類

②作業報奨金の支給の在り方（パターンの検討）

ウ 第3回（個別協議）

日時：松田委員 令和6年1月29日（月）

午後1時30分から同2時30分まで

藤野委員 令和6年2月7日（水）

午前11時から午後零時まで

只木委員 令和6年2月8日（木）

午前10時から同11時まで

福田委員 令和6年2月19日（月）

午後5時から同6時まで

議題：①検討の方向性（作業等工による基準額の上昇、報奨金計算額の加算項目の追加、入浴終了後の時間の有効活用）

②とりまとめ

(2) 委員名簿 (50音順・敬称略 検討委員会開催時)

中央大学法学部教授	只 木 誠
アクセント株式会社	
マネジング・ディレクター	福 田 隆 之
早稲田大学文学学術院教授	藤 野 京 子
元名古屋矯正管区長	松 田 治